

取組内容			現在の取組 (今年度の取組内容または令和元年度実績)	次年度の取組	評価
1 大阪市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像					
2 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）					
①	一時保護や代替養育における権利擁護の実施状況（子どもへのアンケート調査、子どもの権利を擁護する仕組みの活用状況等）				
	ア	・「こどもの権利ノート」の充実 ・「施設で生活するあなたへ」 ・「これからしせつでくらすあなたへ」 ・里親委託等のこども向け「こどもの権利ノート」の作成	・令和元年度に「施設で生活するあなたへ」の修正を行い、里親委託等のこども向け「里親さんの家で生活するあなたへ」（小学校３年生以上用）と「これからさとおやさんのおうちでくらすあなたへ」（小学校２年生以下用）を作成し、令和２年度に配付。（一時保護所入所児童） ・就学児童に対して、「こどもの権利ノート」を示し、一時保護所職員から説明している（100％）。なお、同ノートは室内に常時掲示している。（施設措置児童） ・施設に入所する際に、小学校3年生以上の児童に「施設で生活するあなたへ」、低学年児童等に「これからしせつでくらすあなたへ」を配付し、担当ケースワーカー（以下「ＣＷ」）から説明をしている。（里親委託児童） ・里親委託児童には、こども向け「こどもの権利ノート」を配付し、ＣＷから説明をしている。	・令和３年度は、施設入所者のこども向け冊子（２種類）と、里親委託等のこども向け冊子（２種類）の内容を確認し、更新予定。（一時保護所入所児童） ・児童への説明について、より一層分かりやすくするため、挿絵を付けたり、動画の活用などを取り入れていく。（施設措置児童） ・引き続き実施。（里親委託児童） ・引き続き実施。	①（い）
	イ	・自立支援計画の作成	（施設措置児童） ・こども相談センターが作成する援助方針に基づき、施設が全児童の自立支援計画を作成している（措置後4か月以降に作成）。（里親委託児童） ・こども相談センターが自立支援計画を作成している（作成率100％）。	引き続き実施。	①（い）
	ウ	・こども相談センターによる施設への訪問調査	・ＣＷは、必要に応じて訪問し、子どもと直接面接をしたり、施設職員等との協議を通じて、子どもの状況把握をしている。 ・その他、状況把握のために年に一回、各施設に全児童の保護状況調査票を配布し、回答を依頼。施設から要望がある場合は、こども相談センター職員（家庭復帰支援員）が施設に訪問し、調査を実施している。なお、調査及びＣＷの面接等を踏まえ、適宜援助指針の見直しを行っている。 ・令和元年度 家庭復帰支援員の訪問による保護状況調査 児童養護施設及び乳児院：161件 障がい児施設：185件	引き続き実施。	①（い）
	エ	・施設等の第三者委員の設置による苦情解決の推進	施設指導監査などにより25施設の設置を確認している（設置率100％）。（令和元年度）	引き続き実施。	①（い）
	オ	・施設における意見や苦情を言いやすい環境づくり	ホームページにて苦情解決内容の公表や施設内でポスター掲示し啓発するなど苦情解決のための対応を行っており、施設指導監査で確認している。（令和元年度）	引き続き実施。	①（い）
②	市立の全小・中学校における児童虐待防止啓発授業等の実施		令和元年度にＤＶＤ等の教材を作成。令和２年度に市立の全小・中学校に教材を配布し、児童虐待防止啓発授業等を実施。	引き続き実施。	①（い）
③	区役所子育て支援室等の職員及びこども相談センター職員に対して、体罰によらない子育てを推進する職員研修の実施		令和2年度　3回実施　77名	引き続き実施。	①（い）

取組内容		現在の取組 (今年度の取組内容または令和元年度実績)	次年度の取組	評価
④	「体罰等によらない子育ての推進のためのガイドライン」を踏まえ、速やかに市民周知等を図っていく。	令和２年度 各区役所において「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」、「体罰等によらない子育てを広げよう！」リーフレットを配架し、「体罰等によらない子育てを広げよう！」ポスターを掲示。 各区役所職員が市民対応時に説明できるように、「体罰等によらない子育てを広げよう！」パンフレットを配付。 保育施設に「体罰等によらない子育てを広げよう！」リーフレット又はポスターを送付。	引き続き実施。	①（い）
⑤	大阪市児童福祉審議会児童虐待事例検証部会への報告・意見聴取	・前年度における被措置児童等虐待の状況報告及び意見聴取（年１回）。 ・アドバイザーによる個別事案の意見聴取 延５回　３事例（令和３年２月現在）。	引き続き実施。	①（い）
⑥	児童福祉審議会や自治体が設置する第三者機関におけるこどもや要保護児童対策地域協議会の関係機関などからの申立てによる審議・調査の仕組み	国の検証結果を踏まえ、令和6年度までに仕組みを構築する。	国の検証結果を踏まえ、令和6年度までに仕組みを構築する。	①（い）
3　こども家庭支援体制の構築等に向けた取組				
⑦	母子生活支援施設退所児童支援ネットワーク事業 平成30年度実績　学習指導555件、各種相談2,310件等、全4,881件	学習指導772件、各種相談2,081件等、全5,093件 （実施箇所数：母子生活支援施設4か所）	引き続き実施。	①（い）
⑧	児童家庭支援センターについて、児童相談所のどのような補完的役割を担うべきかを検討。子ども家庭総合支援拠点に対する必要な助言・支援について具体的にどのような支援的役割を担うべきかを必要なか所数とあわせて検討。	令和2年6月　あり方について、現事業者と意見交換 令和2年9月　現場視察 令和2年12月　区チームリーダーへ事業説明 令和2年12月　外部有識者への意見聴取	令和６年度の計画中間見直しまでに、必要なか所数の検討を行う。	①（い）
4　代替養育を必要とするこども数の見込み				
5　里親等への委託の推進に向けた取組				
⑨	乳幼児里親等委託率	令和元年度末時点　14.5％ （0歳～6歳（就学前児童）の里親等委託率）	—	①（い）
⑩	新規里親登録数・登録里親数・（里親種別ごと、ファミリーホーム）	令和元年度中 新規里親登録数32世帯、新規ファミリーホーム開設数２世帯 令和元年度末 登録里親数（養育里親140、専門里親2、親族里親6、養子縁組里親44）※養育及び養子については、重複登録38含む ファミリーホーム数19	—	①（い）
⑪	委託子ども数（里親種別ごと、ファミリーホーム）	令和元年度末 里親委託こども数107人（養育里親 82人、専門里親 2人、親族里親11人、養子里親12人） ファミリーホーム委託こども数96人	—	①（い）

取組内容			現在の取組 (今年度の取組内容または令和元年度実績)	次年度の取組	評価
⑫	フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築				
	ア	こども相談センターの方針（里親等への委託優先）	家庭養育優先理念に基づき、新規措置や措置変更の際にまずは里親等への委託を検討している。	引き続き実施。	①（い）
	イ	各里親支援機関B型との更なる連携強化	里親支援専門相談員とは毎月ブロック会議にて里親家庭の訪問支援状況について情報共有を行い、連携して里親支援を行っている。また児童福祉施設連盟の里親支援委員会にこども相談センター職員も出席し、普及啓発、研修について協議し、連携して実施している。	里親制度等普及促進・リクルート事業および里親研修・トレーニング等事業は民間委託するが、引き続き毎月のブロック会議や里親支援委員会では、里親支援について積極的に情報交換を行い、連携を密にしながら里親等委託推進を図っていく。	①（い）
	ウ	低年齢児の里親委託推進に向けた取組	低年齢児の里親委託にあたっては、里親の養育負担を軽減させるため、積極的に保育所等の利用を促している。	引き続き実施。	①（い）
	エ	思春期のこどもの里親委託推進に向けた取組	令和元年度に「思春期と非行」をテーマにスキルアップ研修を実施。	令和３年度から、里親研修・トレーニング等事業について民間委託するため、里親等のニーズに応じて思春期のこどもの対応に特化した研修等の実施について検討をすすめる。	①（い）
6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組					
⑬	こども相談センターでの取組み				
	ア	児童相談所が関与する特別養子縁組成立件数	令和元年度実績 16件	—	①（い）
	イ	家庭養護促進協会との連携	毎日新聞の「あなたの愛の手を」欄に、こどもの写真や記事を掲載し、広く養親候補者を募り、応募があれば協会が調査を行い、こども相談センターに推薦があり、適格性を判断し里親委託を行っている。また、毎月１回、大阪府内の児童相談所の里親担当と協会で連絡会議を行い、協会が行っている養親候補者の調査状況等について情報共有している。	引き続き実施。	①（い）
	ウ	他府県児童相談所との連携による広域的な養親里親開拓	本市内の認定里親だけでは適当な養親候補者が見つからない場合や、「あなたの愛の手を」に掲載しても養親候補者が見つからない場合には、他府県児童相談所に候補者を求めることもある。	引き続き実施。	①（い）
	エ	養親希望者募集のあり方検討	家庭養護促進協会に委託している「あなたの愛の手を」掲載で見つける、本市の認定里親で適当な候補者がいないか探す、他府県児童相談所に候補者を求める等、できるだけ速やかに養親候補者が見つかるように、養親希望者募集のあり方を検討をしている。	引き続き実施。	①（い）
	オ	こども相談センター児童福祉司による特別養子縁組の推進	施設入所しているこどもで、保護者との面会交流が途絶え連絡がつかない場合は、積極的に特別養子縁組を検討している。	引き続き実施。	①（い）
	カ	里親支援児童福祉司の資質向上のため、養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業における研修会に積極的に参加	<養子縁組民間あっせん機関職員研修受講人数> 令和元年度 ２名 令和２年度 ２名	引き続き実施。	①（い）
	キ	里親支援専門相談員との連携による特別養子縁組の必要なこどもの把握	各施設の里親支援専門相談員から、保護者との交流状況やこどもの特性、施設での生活の様子等、特別養子縁組の必要なこどもの情報把握に努め、積極的に特別養子縁組を検討している。	引き続き実施。	①（い）
	ク	養子縁組成立後の支援	養子から自身の生い立ちについて知りたい等の相談があれば、ルーツ探しの対応および生い立ちの整理を実施。養親や養子の交流事業については、家庭養護促進協会に委託して実施している。	引き続き実施。	①（い）
⑭	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る取組		職員の研修受講や第三者評価受審に係る財政措置を含めた支援を行うとともに、必要に応じ指導を行っている。 令和元年度：研修受講1名（民間あっせん機関1か所） 令和２年度：研修受講1名（民間あっせん機関1か所）	引き続き実施。	①（い）

取組内容			現在の取組 (今年度の取組内容または令和元年度実績)	次年度の取組	評価
7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組（別紙１）					
⑮	施設種別ごとの小規模かつ地域分散化された施設の入所子ども数		（令和2年3月1日現在） 乳児院：分園型小規模グループケア 8人（定員10人） 市所管施設の市児童164人 児童養護施設：分園型小規模グループケア 12人（定員16人） 地域小規模児童養護施設 56人（定員66人） 市所管施設の市児童632人	—	①（い）
⑯	専門職の即時対応等のケアニーズが高い子どもに専門的なケアを提供できる施設（児童心理治療施設、児童自立支援施設）の入所子ども数		（令和2年3月1日現在）127人	—	①（い）
⑰	多機能化した母子生活支援施設数（モデル事業としての産前・産後母子支援事業や、ショートステイ・トワイライトステイ等）		令和２年10月から産前産後母子支援事業を開始	引き続き実施。	①（い）
⑱	施設の入所期間別の子どもの数		別紙2	—	①（い）
8 一時保護改革に向けた取組					
⑲	量の確保				
	ア	一時保護所での一時保護子ども数とそれ以外の子ども数	令和元年度実績 一時保護所入所実人員948人 委託一時保護児童数 里親…83人 それ以外…300人 合計383人	令和２年度速報値（１２月末現在） 一時保護所入所実人員591人 委託一時保護児童数 速報値（1月末現在） 里親…64人 それ以外…201人 合計265人	①（い）
	イ	一時保護所の職員体制を整えながら、定員数の確保	令和元年度 ４か所目の一時保護所整備（定員４０名）を決定（開設：令和８年度） 令和２年度 南部こども相談センター一時保護所の再整備（定員３０名→４０名）を決定（開設：令和８年度）	引き続き実施。	①（い）
	ウ	乳児院及び児童養護施設の多機能化、機能転換の一環として、その一部を一時保護専用施設（ユニット）として運用	0か所	1か所6人の予定	①（い）
⑳	質の向上				
	ア	定例的に実施している入所児童へのアンケート等によりニーズの把握に努め、生活日課や生活用品に関すること、所持物の取り扱いに関することなど、生活しやすい環境づくりについて検討を行う。	令和２年度の取組 月１回の生活アンケート、毎日の日記などから、児童ニーズを把握し改善に努めている。	引き続き事業実施。	①（い）
	イ	一人ひとりの状態に合わせた個別的な対応をしていくためにも、入所児童がいつでも意見表明できるしくみや退所時及び措置もしくは委託後に意見を求める取り組みを実施	令和２年度の取組 上記のアンケート実施や日記から意見表明できるように行っている。	令和３年度の取組 入所児童がいつでも意見表明でできるように意見箱を設置予定、また、一時保護所退所時にアンケートを実施し、退所後に向けた意見表明ができる仕組みを構築する。	①（い）
	ウ	一時保護期間（とりわけ一時保護所入所期間）を必要最小限とするよう、一時保護児童に対する支援の進行管理の徹底を図る	CWのみならず、SVが定期的にケースワークの進捗状況を確認するとともに、一時保護所職員とCWの連絡を密にして対応している。進捗管理は全児童に行っている。	進捗管理は100％の見込み	①（い）
	エ	第三者評価の受審については、各一時保護所が3年に1回以上順番で実施し、受審結果を共有し全体的な質の向上を図る。	令和元年度：中央一時保護所が受審	令和３年度以降、各センター一時保護所が順次受審予定	①（い）

取組内容		現在の取組 (今年度の取組内容または令和元年度実績)	次年度の取組	評価
9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組				
㉑	自立援助ホームの実施か所数、入居者数	(令和2年3月1日現在) 5 か所、計 7 人	引き続き事業実施。	① (i)
㉒	就学者自立生活援助事業	大学等に就学中の自立援助ホームの入居者が20 歳到達後も原則学校を卒業するまで、引き続き必要な支援を受けることができる事業として「就学者自立生活援助事業」が創設され、大阪市においても、「就学者自立生活援助事業」として支援を行っている。 元年度実績 1件	引き続き事業実施。	① (i)
㉓	各年度末における、施設等から年齢到達等により退所、委託解除、援助の実施を解除されたすべての者に対し、継続支援計画が策定された率	令和元年度計画作成必要件数 7 0 件：作成数 7 0 件 ※作成率：1 0 0 %	作成率は 1 0 0 % の見込み	① (i)
㉔	社会的養護継続支援事業	措置解除後における安定的な住まいの確保にかかる費用の支給、及び施設等に居住する際に必要となる生活費を支給している。元年度実績 11件	引き続き事業実施。	① (i)
㉕	施設退所児童自立生活支援事業	令和元年度実績 安否確認1,020件、各種相談1,366件等、全3,973件	施設退所児童自立生活支援事業を再構築し、自立支援担当職員加算新設により取組内容を引き続き実施予定。	③
㉖	施設退所児童等社会生活・就労支援事業	令和元年度実績 対象者43、就労者43 就労率100%	引き続き事業実施。	① (i)
10 児童相談所の強化等に向けた取組				
㉗	児童相談所の複数設置や国が示す配置標準等に伴う専門職等職員の確保について、専門職の人材育成を実施しながら、計画的な増員配置を進める。	人口 3 万人に一人＋虐待相談件数に基づき試算した職員（児童福祉司、児童心理司）体制、及び児童相談所 4 か所体制が実施できるよう、職員配置を令和 9 年度までに計画的に実施する。 令和元年度虐待相談件数による試算：5 6 4 名	引き続き事業実施。	① (i)
㉘	人材育成については、児童福祉司任用前講習・任用後研修・スーパーバイザー研修など義務研修を確実に受講する職場環境を整備し、加えて現任研修、施設での実地研修、各種専門プログラム研修など研修を充実させ専門性を高める。	義務研修受講者数：63名 児童福祉司任用前講習 ： 7 名 児童福祉司任用後研修 ： 4 5 名 スーパーバイザー研修 ： 1 1 名	研修受講にあたっては、受講しやすい環境づくりをより一層整えていく。	① (i)

乳児院	現定員（令和元年9月）						定員（令和2年度末見込）						前期（令和2～6年度）								
	本体	ユニット		分園型		病後児4 一保6 ショート2	本体	ユニット		分園型		病後児4 一保6 ショート2	本体	ユニット		分園型			ショート	一保	その他
		か所	人数	か所	人数			か所	人数	か所	人数			か所	人数						
計	190	21	123	2	8	12	188	21	123	2	10	12	165	25	144	2	8		2	16	4
	198						198						173					22			
現定員からの割合							100.0%						87.4%								

児童養護施設	現定員（令和元年9月）							定員（令和2年度末見込）							前期（令和2～6年度）									
	本体 ユニット			分園型		地域小規模		本体 ユニット			分園型		地域小規模		本体 ユニット			分園型		地域小規模		ショート	一保	その他
計	785	17	122	1	6	11	66	705	20	160	4	28	15	90	498	36	261	9	56	32	192	0	0	0
	857							823							746							0		
現定員からの割合								96.0%							87.0%									

後期（令和7～11年度）										最終形（本体施設4×4以下） ※概ね10年後									
本体	ユニット		分園型			ショート	一保	その他		本体	ユニット		分園型			ショート	一保	その他	
	か所	人数	か所	人数							か所	人数	か所	人数					
127	29	127	9	37		12	16	4		108	27	108	13	53		12	16	4	
164						32				161						32			
82.8%										81.3%									

後期（令和7～11年度）										最終形（本体施設4×4以下） ※概ね10年後									
本体	ユニット		分園型		地域小規模		ショート	一保	その他	本体	ユニット		分園型		地域小規模		ショート	一保	その他
	か所	人数	か所	人数	か所	人数					か所	人数	か所	人数	か所	人数			
290	65	290	17	107	39	234	24	48	4	256	64	256	15	98	39	234	28	52	4
631							76			588							84		
73.6%										68.6%									

⑱ 施設の入所期間別の子ども数

(平成31年3月1日)

乳児院

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	合計
80	55	27	8	3	1	1	175

児童養護施設

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上 11年未満	11年以上 12年未満
81	83	83	71	78	74	43	44	46	39	29	41
12年以上 13年未満	13年以上 14年未満	14年以上 15年未満	15年以上 16年未満	16年以上 17年未満	17年以上 18年未満	18年以上	合計				
29	12	24	18	4	1	0	800				

児童心理治療施設

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	合計
16	14	11	9	6	5	1	2	2	0	66

児童自立支援施設

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上	合計
40	22	12	0	1	0	0	0	75

母子生活支援施設（退所世帯）

6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計
3	9	9	10	5	6	10	1	53

別紙2

(令和2年3月1日)

乳児院

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	合計
95	34	32	11	1	1	0	174

児童養護施設

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上 11年未満	11年以上 12年未満
104	97	61	75	54	68	53	42	46	43	33	35
12年以上 13年未満	13年以上 14年未満	14年以上 15年未満	15年以上 16年未満	16年以上 17年未満	17年以上 18年未満	18年以上	合計				
24	22	9	15	6	0	0	787				

児童心理治療施設

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	合計
30	14	7	9	8	3	3	1	1	1	77

児童自立支援施設

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上	合計
38	26	12	4	0	0	0	0	80

母子生活支援施設（退所世帯）

6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計
11	6	7	7	6	6	14	1	58

(平成31年3月1日)

里親

1 年未満	1 年以 上	2 年以 上	3 年以 上	4 年以 上	5 年以 上	6 年以 上	7 年以 上	8 年以 上	9 年以 上	10 年以 上	11 年以 上
	2 年未 満	3 年未 満	4 年未 満	5 年未 満	6 年未 満	7 年未 満	8 年未 満	9 年未 満	10 年未 満	11 年未 満	12 年未 満
39	17	10	14	7	3	2	1	1	2	2	1
12 年以上 13 年未満	13 年以 上	14 年以 上	15 年以 上	16 年以 上	17 年以 上	18 年以 上	合計				
	14 年未 満	15 年未 満	16 年未 満	17 年未 満	18 年未 満						
0	0	1	0	1	0	0	101				

ファミリーホーム

1 年未満	1 年以 上	2 年以 上	3 年以 上	4 年以 上	5 年以 上	6 年以 上	7 年以 上	8 年以 上	9 年以 上	10 年以 上	合 計
	2 年未 満	3 年未 満	4 年未 満	5 年未 満	6 年未 満	7 年未 満	8 年未 満	9 年未 満	10 年未 満	11 年未 満	
28	23	8	8	9	6	0	1	2	1	0	86

(令和2年3月1日)

里親

1 年未満	1 年以 上	2 年以 上	3 年以 上	4 年以 上	5 年以 上	6 年以 上	7 年以 上	8 年以 上	9 年以 上	10 年以 上	11 年以 上
	2 年未 満	3 年未 満	4 年未 満	5 年未 満	6 年未 満	7 年未 満	8 年未 満	9 年未 満	10 年未 満	11 年未 満	12 年未 満
42	16	11	6	11	4	1	2	1	0	1	2
12 年以上 13 年未満	13 年以 上	14 年以 上	15 年以 上	16 年以 上	17 年以 上	18 年以 上	合計				
	14 年未 満	15 年未 満	16 年未 満	17 年未 満	18 年未 満						
1	0	0	1	0	0	0	99				

ファミリーホーム

1 年未 満	1 年以 上	2 年以 上	3 年以 上	4 年以 上	5 年以 上	6 年以 上	7 年以 上	8 年以 上	9 年以 上	10 年以 上	合 計
	2 年未 満	3 年未 満	4 年未 満	5 年未 満	6 年未 満	7 年未 満	8 年未 満	9 年未 満	10 年未 満	11 年未 満	
22	32	14	8	5	5	6	0	1	2	0	95